



令和元年 12 月 17 日  
仙台管区気象台

## 宮城県の洪水警報・注意報の暫定基準の変更について

令和元年台風第 19 号に伴う被害により引き下げて運用していた洪水警報・注意報の発表基準（流域雨量指数基準）を、令和元年 12 月 18 日（水）13 時から通常基準に戻します。

令和元年台風第 19 号に伴う堤防施設等の被害により、洪水警報・注意報の発表基準（流域雨量指数基準）を通常より引き下げた暫定基準を設けて運用してきました。

今般、堤防施設等の復旧状況を確認したところ、被災前の状況に復旧したことが確認されましたので、洪水警報・注意報の発表基準（流域雨量指数基準）を通常基準に戻すこととしました。なお、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震に伴い運用している暫定基準は継続します。

### <暫定基準を通常基準に戻す市町村>

多賀城市、富谷市、塩竈市、七ヶ浜町、利府町、亶理町、大和町東部、大郷町、女川町、大崎市東部、涌谷町、美里町、角田市、大河原町、村田町、柴田町、丸森町、登米市、栗原市東部、仙台市西部、大和町西部、大衡村、白石市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、大崎市西部、色麻町、加美町、栗原市西部

### <暫定基準を継続する市町>

仙台市東部、名取市、岩沼市、山元町、松島町、石巻市、東松島市、気仙沼市、南三陸町

### <暫定基準を変更する日時>

令和元年 12 月 18 日（水）13 時

問合せ先：仙台管区気象台気象防災部予報課 担当 防災気象官 藤井  
電話 022-297-8134 FAX 022-297-8260



(別紙)

暫定基準変更後の洪水警報・注意報の通常基準に対する割合

府県 予報区	市町村等をまと めた地域	市町村等	洪水警報・注意報の流域雨量指数基準	
			変更後 (通常基準に対する割合)	現行 (通常基準に対する割合)
宮城県	東部仙台	仙台市東部	7割	7割
		塩竈市	<b>10割</b>	7割
		名取市	7割	7割
		多賀城市	<b>10割</b>	7割
		岩沼市	7割	7割
		亶理町	<b>10割</b>	7割
		山元町	7割	7割
		松島町	7割	7割
		七ヶ浜町	<b>10割</b>	7割
		利府町	<b>10割</b>	7割
		大和町東部	<b>10割</b>	7割
		大郷町	<b>10割</b>	7割
		富谷市	<b>10割</b>	7割
	石巻地域	石巻市	7割	7割
		東松島市	7割	7割
		女川町	<b>10割</b>	7割
	東部大崎	大崎市東部	<b>10割</b>	7割
		涌谷町	<b>10割</b>	7割
		美里町	<b>10割</b>	7割
	気仙沼地域	気仙沼市	7割	7割
		南三陸町	7割	7割
	東部仙南	角田市	<b>10割</b>	7割
		大河原町	<b>10割</b>	7割
		村田町	<b>10割</b>	7割
		柴田町	<b>10割</b>	7割
		丸森町	<b>10割</b>	7割
	登米・東部栗原	登米市	<b>10割</b>	7割
		栗原市東部	<b>10割</b>	7割
	西部仙台	仙台市西部	<b>10割</b>	7割
		大和町西部	<b>10割</b>	7割
		大衡村	<b>10割</b>	7割
	西部仙南	白石市	<b>10割</b>	7割
		蔵王町	<b>10割</b>	7割
		七ヶ宿町	<b>10割</b>	7割
		川崎町	<b>10割</b>	7割
	西部大崎	大崎市西部	<b>10割</b>	7割
		色麻町	<b>10割</b>	7割
		加美町	<b>10割</b>	7割
	西部栗原	栗原市西部	<b>10割</b>	7割